



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	EU における没収制度の強化をめぐる近時の動向
Author(s)	横濱, 和弥
Citation	北大法学論集, 75(3-4), 45-76
Issue Date	2024-11-29
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/93702
Type	departmental bulletin paper
File Information	02_Yokohama_lawreview_75_3-4.pdf



EU における没収制度の 強化をめぐる近時の動向

横 濱 和 弥

目 次

- I はじめに
- II 没収制度に関する概念整理と国際的動向の概観
 - 1 前提としての概念整理
 - (1) 没収とその関係概念
 - (2) 有罪判決に基づかない没収
 - 2 EU外の条約・国際文書における動向
- III EUにおける没収制度の強化
 - 1 EUにおける犯罪収益はく奪に関する立法の展開
 - 2 2024年没収指令における没収規定の整備の背景
 - 3 対象犯罪の拡大
 - 4 個々の没収類型について
 - (1) 通常の没収・価額の没収・第三者没収
 - (2) 拡大没収
 - (3) 有罪判決に基づかない没収（病気・逃亡等の場合）
 - (4) 説明不能財産の没収
 - 5 人権保障のための諸規定について
- IV おわりに

I はじめに

近時の我が国では、犯罪収益のはく奪をめぐる研究が盛んになっており、その中には、我が国の没収・追徴制度が不十分であり、強化が必要であるとの主張がみられる。それらの主張が念頭に置くのは、たとえば、没収が刑罰（付加刑）として位置づけられ（刑法9条）、追徴がその換刑処分としての性格を持つため¹、有罪判決が言い渡されないと没収・追徴ができないことや、原則として、犯罪収益の前提犯罪が特定・立証された限りでしか没収・追徴ができないこと、といった事情である²。また、マネー・ローンダリング対策のための政府間会合である金融活動作業部会（FATF）³が、日本の法整備状況を審査し、2021年に公開した第4次対日相互審査報告書⁴でも、日本法上、行為者の逃亡・死亡・所在不明により有罪判決を得ることができない場合に、没収・追徴が不可能となることが問題視されていた⁵。

以上の問題に対処するためには、有罪判決や特定の犯罪行為の立証を

¹ 大塚仁ほか（編）『大コンメンタール刑法 第1巻（第3版）』（青林書院、2015年）456頁〔出田孝一〕。

² 多くの文献に代えて、佐藤拓磨「解題および補足」刑事法ジャーナル74号（2022年）7、13頁以下参照。

³ FATF は、マネー・ローンダリング対策における国際協調を推進するため、1989年のアルシュ・サミットで設立された。FATF は条約機関等ではなく、その文書にも法的拘束力はないが、FATF が定める「40の勧告」は、マネー・ローンダリング対策の国際標準であり、大きな影響力を有する。FATF につき、城祐一郎『マネー・ローンダリング罪 捜査のすべて（第3版）』（立花書房、2023年）11-13頁。

⁴ FATF 第4次対日相互審査につき、橋本広大「FATF 第四次対日相互審査とマネー・ローンダリングの処罰」南山法学46巻3・4号（2023年）35頁以下。

⁵ FATF, *Anti-Money Laundering and Counter-Terrorist Financing Measures - Japan, Fourth Round Mutual Evaluation Report* (2021), pp. 57, 85, 196. 同報告書の仮訳は、財務省 HP (https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amlcftcpf/3.efforts.html : 最終閲覧2024年7月30日、以下本稿で参照する URL につき同じ) で参照可能。また、尾崎寛ほか（編）『逐条解説 FATF 勧告』（中央経済社、2022年）69-73頁〔澁谷洋平＝中崎隆〕も参照。

前提とせず、犯罪行為に由来すると認められる財産のはく奪を許容する制度の導入が、検討される必要がある。近時、このような問題状況を念頭に、我が国よりも広範な犯罪収益はく奪制度を有する諸外国の制度を検討する論稿が、増加しつつある⁶。

しかし、特にドイツのような欧州連合（EU）構成国の制度を検討する際には、そもそもEUレベルでも立法がなされており、これが構成国の立法に影響を与えている点に留意する必要がある。たとえば、ドイツでは、2017年に没収制度が包括的に改正されたところ、これは、EUが2014年に制定した犯罪収益規制に関する指令に基づく、国内法整備義務への対応という側面があった⁷。このように、犯罪収益のはく奪という領域では、EUの立法が構成国の法整備の背景を成すため、EUの制度を理解することも重要となる。

それにもかかわらず、この点に関するEUの立法は、紹介されること

⁶ ドイツ法につき、佐藤拓磨「ドイツにおける犯罪収益はく奪制度の改正」法学政治学論究118号（2018年）21頁以下、桑島翠「ドイツ刑法における利益没収の歴史的展開とその現代的意義（1）（2・完）」早稲田法学会誌71巻1号（2020年）89頁以下、同2号（2021年）201頁以下、久保英二郎「ドイツ法における犯罪収益の拡大没収及び拡大独立没収（1）（2・完）」阪大法学71巻1号189頁以下、同2号245頁以下（いずれも2021年）、同「犯罪収益の拡大没収及び有罪判決に基づかない没収の法的性質（1）（2・完）」法政理論55巻1号1頁以下、同2号1頁以下（いずれも2022年）。オーストリア刑法につき、佐藤拓磨「オーストリア刑法における没収制度について」山口厚ほか（編）『高橋則夫先生古稀祝賀論文集（上巻）』（成文堂、2022年）1007頁以下。イギリス法につき、橋本広大『国際組織犯罪対策における刑事規制』（慶應義塾大学出版会、2022年）233頁以下、澁谷洋平「イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について（1）（2・完）」熊本法学157号103頁以下、同158号43頁以下（いずれも2023年）。アメリカ法につき、川崎友巳「アメリカ合衆国の没収制度に関する一考察」同志社法学73巻3号（2021年）509頁以下、同「アメリカ合衆国における没収制度の史的展開」同志社法学74巻1号（2022年）167頁以下。台湾刑法につき、謝庭晃「台湾刑法における没収制度の改正について」刑事法ジャーナル50号（2016年）82頁以下、呉柏蒼「台湾における没収制度の改革」法学政治学論究116号（2018年）1頁以下。

⁷ 佐藤「ドイツにおける犯罪収益はく奪制度の改正」（前掲注6）32頁。2014年指令については、Ⅲで後述する。

は少なかった。後述の通り、EUでは2000年前後から犯罪収益規制を扱う立法が多数登場し、その中には、いわゆる拡大没収や行為者が逃亡した場合の没収といった、日本法にはみられない没収制度がみられ、さらに、2024年4月には、「アセット・リカバリー及び没収に関する指令2024/1260」（以下「2024年没収指令⁸」）が採択され、そこでは「説明不能財産」（unexplained wealth）⁹の没収という、新たな没収強化策が採用されている。このような積極姿勢をとるEUの制度は、構成国への影響という観点からはもとより、それ自体としても紹介価値を有する。

以上の背景を念頭に、本稿の目的は、EUにおける犯罪収益はく奪制度に関する近時の動向を概観し、それにより、特に日本にはみられない、強化された没収制度の内容・背景を把握することにある。以下、まずは前提的な問題として、国際文書やEUの立法で登場する「没収」に関わる概念整理をした上で、EUにおける没収制度の発展の適切な理解のために、EU外の国際文書における没収制度の発展過程を概観する（Ⅱ）。次いで、本論として、EUの没収制度がどのように展開しており、そして今般新たに制定された2024年没収指令が、いかなる内容を持つのかを検討する（Ⅲ）。

なお、EUにおける犯罪収益のはく奪を論じる際、手続法面や国際協力面での制度設計の分析も欠かせないが、紙幅の関係上、本稿では最低限の言及に留める。

⁸ Directive (EU) 2024/1260 of the European Parliament and of the Council of 24 April 2024 on Asset Recovery and Confiscation, OJ of the EU L, 2024/1260. 発効日は2024年5月22日であり、EU 構成国は、2026年11月23日までに、同指令に対応するための国内法整備を行う必要がある（33条1項、37条）。

⁹ 本稿Ⅲ4（4）でみる通り、「unexplained wealth」の没収という制度は、イギリス等の国々で採用されている。訳語は未だ定着していないと思われるが、本稿では差し当たり、澁谷洋平「日弁連法務研究財団研究会『犯罪対策の未来と課題』：第3回 刑事法関連分野での課題について」（2022年3月10日）の報告資料（https://www.jlf.or.jp/wp-content/uploads/2022/06/20220310_3.pdf）に依拠して、「説明不能財産」とした。

Ⅱ 没収制度に関する概念整理と国際的動向の概観

1 前提としての概念整理

(1) 没収とその関係概念

犯罪収益のはく奪に関する制度は、EU外の国際条約等にもみられる¹⁰。その嚆矢となったのは、1988年の「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」(麻薬新条約)である。同条約は、犯罪収益のはく奪を目的の一つに据え(前文)、その5条は、犯罪収益またはそれに相当する価額の没収を可能とするための国内法整備を義務づけ(1項(a))、また、自国の権限ある当局による犯罪収益およびその価額の特定・追跡・凍結・押収等を可能とするための国内法整備を義務づけている(2項)。

同条約1条(f)は、「没収」(confiscation)を、「裁判所その他の権限のある当局の命令による財産の永久的な剥奪」と定義し、同(1)は、「凍結」(freezing)および「押収」(seizure)を、「裁判所その他の権限のある当局が出した命令に基づき財産の移転、転換、処分若しくは移動を一時的に禁止すること又は当該命令に基づき財産の一時的な保管若しくは管理を行うこと」と定義する。これらの定義は、後の国際文書でも概ね踏襲されている¹¹。また、麻薬新条約には、「特定」(identification)および「追跡」(tracing)の定義はなかったが、2024年没収指令3条4号では、これらは「犯罪行為に由来する可能性のある道具、収益又は財産を判断するための、権限のある当局による捜査」と定義されている。それゆえ、没収は犯罪収益にあたと判断されたもの等の最終的なはく奪を指し、その他は没収を達成するための手段を指す、と整理できる。本稿の関心上、以下では主に没収に着目して検討を進める。

¹⁰ 犯罪収益規制の国際的發展につき、津田尊弘『犯罪収益規制と財産回復』(立花書房、2010年)18頁以下、Neil Boister, *An Introduction to Transnational Criminal Law*, 2nd ed. (2018), pp. 334 *et seq.*

¹¹ 2024年没収指令の対応条文として、「凍結」につき3条5号、「没収」につき同6号。

(2) 有罪判決に基づかない没収

犯罪収益の没収は、伝統的には、日本の現行法と同様、有罪判決の存在を前提として行われることが少なくない。もっとも、前述の通り、個々の前提犯罪を特定して、それらについて有罪判決を下すことが困難な場合があります。また、犯人の死亡・逃亡といった事情で有罪を言い渡せないこともある。特に組織犯罪事案では、そのような傾向はいっそう強まることが懸念される。この場合、有罪判決を前提とする没収制度は、効果的なツールたり得ない¹²。

そこで、没収をより強力に行うため、「有罪判決に基づかない没収」(Non-Conviction-Based Confiscation: 以下「NCBC」と略すことができる)の制度が、諸外国の法制度や国際文書で採用されている。文献には、NCBC＝民事上の対物手続という関係性を前提として捉えるものも見受けられるが¹³、実際には、NCBCの定義は国や文書によって一様ではなく、刑事・民事のいずれの枠組みに位置づけられるかも様々と指摘される¹⁴。

EU諸国を中心とする国々の、犯罪収益はく奪を担う法執行機関等からなる非公式なネットワークであるCARIN (Camden Asset Recovery Inter-Agency Network) のマニュアルは、NCBCのモデルを4つに分類している¹⁵。すなわち、①被告人の死亡等の場合の没収、②拡大没収

¹² European Commission, Commission Staff Working Document, Analysis of Non-Conviction Based Confiscation Measures in the European Union, SWD (2019) 1050 final, 12 April 2019, p. 2(以下、「Working Document 2019」)も参照。

¹³ たとえば、Boister, *supra* note 10, p. 340; Mat Tromme, 'Waging War against Corruption in Developing Countries: How Asset Recovery Can Be Compliant with the Rule of Law', 29 *Duke Journal of Comparative & International Law* (2019), p. 176; Andrew Dornbierer, *Illicit Enrichment* (2021), p. 39. また、津田・前掲注10) 104頁も参照。

¹⁴ Guilherme France, 'Non-Conviction-Based Confiscation as an Alternative Tool to Asset Recovery', *Transparency International Anti-Corruption Helpdesk Answer* (2022), pp. 3, 12 (https://knowledgehub.transparency.org/assets/uploads/helpdesk/Non-Conviction-Based-Forfeiture_2022.pdf).

¹⁵ Camden Asset Recovery Inter-Agency Network (CARIN), *The History, Statement of Intent, Membership and Functioning of CARIN: Manual* (2015),

(extended confiscation)、③対物的な (in rem) 民事没収および④説明不能財産 (unexplained wealth) の没収である。この分類は、EUにおける立法提案権を持つ機関たる欧州委員会 (European Commission)¹⁶が、NCBCの導入を検討した2019年のワーキング・ドキュメントの中で参照している点でも¹⁷、着目される。

これらのうち、モデル①：被告人死亡等の場合の没収は、刑事手続が開始されたが、被告人の死亡、逃亡、免除 (immunity)、年齢または精神状態等を理由に、訴追が見込まれない、あるいは有罪判決の言い渡しができない場合に、没収を認めるものとされる。この形態は、「伝統的な」NCBCと呼ばれることもある¹⁸。

モデル②：拡大没収は、行為者に対する訴追の理由となった犯罪と結びつかない財産をはく奪するモデルである。典型的には、違法薬物の取引で生計を立てているXが、特定の日に行われた20万円分の薬物の有償譲渡につき有罪とされたが、この20万円に限らず、類似の犯罪に由来すると思料される他の財産をもはく奪する場合は、これにあたる¹⁹。モデル①②は、CARINのマニュアル上、刑事上の (criminal) NCBCと位置づけられている²⁰。

モデル③：対物没収は、違法行為を通じて得られた財産の没収のため、対物的に (in rem) 行われる手続きを指す。たとえば、薬物取引で生計を立てているXが、刑事訴追はされなかったが、薬物取引で得たと思料される財産そのものを対象に手続きが開始され、それが犯罪収益にあた

pp. 22 *et seq.* (https://www.carin.network/_files/ugd/d54f05_4ccdfc507cb44d3588354132a68af289.pdf)

¹⁶ 庄司克宏『はじめてのEU法(第2版)』(有斐閣、2023年) 265頁以下参照(同書は「コミッション」と訳している)。

¹⁷ Working Document 2019, *supra* note 12, p. 3. 2019年ワーキング・ドキュメントにつき、後述Ⅲ4(3)も参照。

¹⁸ CARIN, *supra* note 15, pp. 22, 24; Working Document 2019, *ibid.*

¹⁹ CARIN, *supra* note 15, pp. 22, 25の例を改変した。拡大没収につき、久保「ドイツ法における犯罪収益の拡大没収及び拡大独立没収(1)」(前掲注6) 196頁以下も参照。

²⁰ CARIN, *supra* note 15, p. 23.

ると判断された場合に、没収を認める仕組みがこれにあたる²¹。

モデル④：説明不能財産の没収は、対象者が現に保有する財産と、その者の合法的な収入を比較し、両者が乖離するときに没収を認めるものである。これによれば、たとえば、薬物取引で生計を立てているXが、それらの犯罪については刑事訴追されなかったが、上のような乖離が明らかにされ、Xが財産の出所について説明できない場合には、没収が認められる²²。モデル③④は、CARINのマニュアル上、民事上の（civil）ものと位置づけられている一方、特に④は、刑事手続で行われる場合もある旨が指摘されている²³。

以上のうち、特にモデル②や④は、没収を免れるためには、手続きの対象者が、財産の適法由来性を示すことが必要という形で、挙証責任の転換を伴って論じられることもある²⁴。

なお、以上の区別は、多様な没収モデルの位置づけを把握するための、いわば思考モデルであり、実際には複数のモデルのハイブリッド的な制度が採用されることもあるし、以上の4モデルに収まらない制度が採用される可能性もありうる。それゆえ、以上の区別はあくまで目安に留まることには、留意する必要がある²⁵。

2 EU 外の条約・国際文書における動向

ここでは、EU外における没収制度の国際的發展を概観する²⁶。これに

²¹ *Ibid.*, p. 22.

²² *Ibid.*, pp. 22, 27.

²³ *Ibid.*, pp. 22-23.

²⁴ Working Document 2019, *supra* note 12, pp. 11 *et seq.* における各国の制度の説明を参照。

²⁵ Working Document 2019, *supra* note 12, p. 3.

²⁶ 条約および国際文書における没収制度の發展につき、France, *supra* note 14, pp. 8 *et seq.*; The Economic Crime and Cooperation Division, Council of Europe, *The Use of Non-Conviction Based Seizure and Confiscation* (2020), pp. 6 *et seq.* (<https://rm.coe.int/the-use-of-non-conviction-based-seizure-and-confiscation-2020/1680a0b9d3>)

より、次章（Ⅲ）で検討するEUの没収制度が、いかなる国際的動向を背景として発展してきたのかを、浮き彫りにすることができると思われる。

前述の1988年麻薬新条約の後、1990年にFATFが、マネー・ローンダリング規制の国際基準としての「40の勧告」を採択し、これにより、薬物犯罪の収益の没収が各国に求められることとなり、1996年の同勧告の改正では、犯罪収益規制の前提犯罪が、薬物犯罪に限らない重大犯罪一般に拡大された²⁷。これに引き続く形で、1999年の「テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約」（テロ資金供与防止条約）8条、2000年の「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」（国際組織犯罪防止条約）12条、および2003年の「腐敗の防止に関する国際連合条約」（国連腐敗防止条約）31条1項で、犯罪収益の没収のための国内法整備義務が課されていた。また、欧州評議会（Council of Europe）による条約として、1990年の「犯罪収益の洗浄、搜索、押収及び没収に関する条約」²⁸2条1項、およびこれをアップデートしたもの²⁹として2005年に採択された「犯罪収益の洗浄、搜索、押収及び没収、並びにテロリズムに対する資金供与に関する欧州評議会条約」（ワルシャワ条約）³⁰3条1項が、没収に関する国内法整備義務を定めていた。

これらのうち、とりわけ、国連腐敗防止条約は、54条1項（c）で、「死亡、逃亡又は不在を理由として犯人を訴追することができない場合その他適当な場合において、有罪判決なしにこれらの財産を没収することを認めるため、必要な措置をとることを考慮すること」を求めており、モデル①のNCBCを定めていた。また、国際組織犯罪防止条約12条7項は、

²⁷ 三浦守ほか（編）『組織的犯罪対策関連三法の解説』（法曹会、2001年）3頁以下。

²⁸ Convention on Laundering, Search, Seizure and Confiscation of the Proceeds from Crime, CETS 141, Strasbourg, 8 November 1990.

²⁹ 欧州評議会HP (<https://www.coe.int/en/web/conventions/full-list?module=treaty-detail&treatynum=198>) 参照。

³⁰ Council of Europe Convention on Laundering, Search, Seizure and Confiscation of the Proceeds from Crime and on the Financing of Terrorism, CETS 198, Warsaw, 16 May 2005.

「締約国は〔…〕犯人に対し、没収の対象となる疑いがある犯罪収益その他の財産の合法的な起源につき明らかにするよう要求することの可能性を検討することができる」として、財産の犯罪由来性につき挙証責任の転換を認める制度を想起させるような規定を置いていた。ただし、これらはあくまで導入の考慮を求める、またはそれを許すものに過ぎず、導入を義務づけるものではなかった点には、注意が必要である³¹。

その他、条約ではないものの、NCBC導入を求める、または推奨する文書が複数みられる。たとえば、2003年のG8司法・内務大臣会議による文書³²、2011年³³および2021年³⁴のG20腐敗対策作業部会による文書がこれにあたる。

最後に、NCBCの導入を求める重要な国際文書として、FATF勧告がある。同勧告の2003年から2023年11月以前のバージョンでは、各国は、有罪判決なく没収を認める措置の採用を「考慮することができる」(may

³¹ 津田・前掲注10)101頁。なお、前述した2005年ワルシャワ条約の23条5項は、他国による「刑事制裁にあたらない、財産のはく奪につながる没収に相応する措置の執行の要請」(下線筆者)についても、問題となる財産が「条約5条の意味における収益又は他の財産を適切に構成することが証明された場合には、当該措置が、犯罪との関係で要請国の司法当局により命じられた限りにおいて」、可能な限り協力すべき旨を定める。この規定は、他国によるNCBCに基づく共助の要請を、一定範囲で承認すべき旨を定めた規定といえる。Working Document 2019, *supra* note 12, p. 3.

³² G8 Meeting of the Ministers of Justice and Home Affairs, G8 Best Practice Principles on Tracing, Freezing and Confiscation of Assets, 5 May 2003, para. 26 (https://star.worldbank.org/sites/default/files/2023-03/E1_G-8_Best_Practice_Principles_on_Tracing_Freezing_and_Con.pdf).

³³ G20 Anti-Corruption Working Group, Asset Recovery, Key Principles / Key Elements for an Institutional Framework (2011), para. 4 (https://www.unodc.org/documents/corruption/G20-Anti-Corruption-Resources/Thematic-Areas/Asset-Recovery/Nine_Key_Principles_on_Asset_Recovery_2011.pdf).

³⁴ G20 Anti-Corruption Working Group, Anti-Corruption Action Plan 2022-2024 (2021), p. 8 (https://www.unodc.org/documents/corruption/G20-Anti-Corruption-Resources/Action-Plans-and-Implementation-Plans/2021_G20_Anti-Corruption_Action_Plan_2022-2024.pdf).

consider)³⁵、あるいは「考慮すべきである」(should consider)³⁶とされていた点で、NCBCの導入は、考慮義務の対象に留まっていた。しかし、2023年11月のFATF勧告の改訂により、各国は、NCBCを可能とするための「措置を有するべきである」(should have measures)とされ、その導入が義務的とされた³⁷。ただし、これがいずれのNCBCのモデルを指すのかは、明らかではない。なお、改訂されたFATF勧告の解釈ノートでは、拡大没収(モデル②)の導入も別途義務づけたかのような記載ぶりとなっている³⁸。

このように、特に2000年代初頭以降、いずれのモデルを指すのかは明らかでないこともあるが、NCBCの導入を推進する国際的動向が存在してきたといえる。

Ⅲ EUにおける没収制度の強化

1 EUにおける犯罪収益はく奪に関する立法の展開

本章では、EUにおける没収制度を検討する。まずは、前章でみた国際的動向を背景としつつ、EUにおける没収制度の展開過程を確認しておこう。以下の表は、EUの犯罪収益のはく奪に関する代表的立法をまとめたものである。本稿では、各種のEU立法の表記は、以下の表の「立

³⁵ 2003年バージョンの勧告3 (FATF, *The Forty Recommendations*, 20 June 2003, p. 2 : <https://www.fatf-gafi.org/content/dam/fatf-gafi/recommendations/FATF%20Recommendations%202003.pdf>) 参照。

³⁶ 2012年バージョンの勧告4 (2018年10月時点のバージョンを欧州評議会のHPで閲覧可能。FATF, *The FATF Recommendations*, Updated October 2018, p. 10 : <https://rm.coe.int/fatf-recommendations-2012-updated-october-2018-/168093829b>)。

³⁷ FATF, *The FATF Recommendations*, Updated November 2023, p. 12 (<https://www.fatf-gafi.org/content/dam/fatf-gafi/recommendations/FATF%20Recommendations%202012.pdf.coredownload.inline.pdf>). また、p. 41 (paras. 11-12) も参照。

³⁸ *Ibid.*, p. 41 (para. 10およびnote. 7).

法」欄に太字で掲げた名称で示す³⁹。

EU による代表的な立法の年表（網掛けは特に実体法規定を含むもの）

立法	概要
1998年共同行動 ：Joint Action of 3 December 1998 Adopted by the Council on the Basis of Article K.3 of the Treaty on European Union, on Money Laundering, the Identification, Tracing, Freezing, Seizing and Confiscation of Instrumentalities and the Proceeds from Crime (98/699/JHA), OJ of the EU 1998 L333/1	没収等に関して定めたもの。
2001年枠組決定 ：Council Framework Decision of 26 June 2001 on Money Laundering, the Identification, Tracing, Freezing, Seizing and Confiscation of Instrumentalities and the Proceeds of Crime (2001/500/JHA), OJ of the EU 2001 L182/1	没収等およびマネー・ローンダリングに関して定めたもの。
2003年枠組決定 ：Council Framework Decision 2003/577/JHA of 22 July 2003 on the Execution in the European Union of Orders Freezing Property or Evidence, OJ of the EU 2003 L196/45	凍結命令に関してEU構成国間の相互承認を定めたもの。
2005年枠組決定 ：Council Framework Decision 2005/212/JHA of 24 February 2005 on Confiscation of Crime-Related Proceeds, Instrumentalities and Property, OJ of the EU 2005 L68/49	没収等に関して定めたもの。
2006年枠組決定 ：Council Framework Decision 2006/783/JHA of 6 October 2006 on the Application of the Principle of Mutual Recognition to Confiscation Orders, OJ of the EU 2006 L328/59	没収命令に関してEU構成国間の相互承認を定めたもの。

³⁹ なお、EU の立法形式につき付言しておく、「規則」(Regulation) はその内容が構成国に直接適用され、各国での国内立法が不要であるもの、「指令」(Directive) はそれに含まれる結果を達成するための国内法整備を構成国に義務づけるものとされる。また、「決定」(Decision) は、特定の構成国や個人を拘束する手段として用いられる場合と、組織の内部的な取決め・手続きを定める場合等に用いられる。庄司・前掲注16) 5-6 頁。「共同行動」(Joint Action) は外交・安全保障の分野、「枠組決定」(Framework Decision) は警察・刑事司法協力の分野で用いられていた立法形式であるが（たとえば、1997年アムステルダム条約版における EU 条約14条1項、34条2項(b)）、リスボン条約後の現行制度下では、立法形式としてはもはや存在しない。ただし、旧 EU 条約上の既存法令は、リスボン条約後も、廃止・無効・改正の措置がない限り有効とされる（EU 条約第36議定書9条）。特に枠組決定につき、浦川紘子「欧州逮捕状制度と犯罪人引渡制度の手続的相違」立命館国際地域研究42号（2015年）41

2007年決定 : Council Decision 2007/845/JHA of 6 December 2007 Concerning Cooperation between Asset Recovery Offices of the Member States in the Field of Tracing and Identification of Proceeds from, or Other Property Related to, Crime, OJ of the EU 2007 L332/103	各国にアセット・リカバリー・オフィス（ARO）設立を義務づけ、各国ARO間の協力等を可能にしたもの。
2014年指令 : Directive 2014/42/EU of the European Parliament and of the Council of 3 April 2014 on the Freezing and Confiscation of Instrumentalities and Proceeds of Crime in the European Union, OJ of the EU 2014 L127/39	没収等に関して定めたもの。
2018年規則 : Regulation (EU) 2018/1805 of the European Parliament and of the Council of 14 November 2018 on the Mutual Recognition of Freezing Orders and Confiscation Orders, OJ of the EU 2018 L303/1	凍結命令および没収命令に関して、EU構成国間の相互承認を定めたもの。
2019年指令 : Directive (EU) 2019/1153 of the European Parliament and of the Council of 20 June 2019 Laying Down Rules Facilitating the Use of Financial and Other Information for the Prevention, Detection, Investigation or Prosecution of Certain Criminal Offences, and Repealing Council Decision 2000/642/JHA, OJ of the EU 2019 L186/122	法執行機関による銀行口座情報等へのアクセスや、資金情報機関（FIU）による法執行情報へのアクセスおよびFIU間の協力につき定めたもの。
2024年没収指令 : Directive (EU) 2024/1260 of the European Parliament and of the Council of 24 April 2024 on Asset Recovery and Confiscation, OJ of the EU L 2024/1260	没収等に関して定めたもの。
2024年制限措置指令 : Directive (EU) 2024/1226 of the European Parliament and of the Council of 24 April 2024 on the Definition of Criminal Offences and Penalties for the Violation of Union Restrictive Measures and Amending Directive (EU) 2018/1673, OJ of the EU L 2024/1226	特にロシアによるウクライナ侵攻を念頭に、EUにおける制限措置（経済的取引の禁止等）に対する違反の犯罪化義務を課し、関係する犯罪収益没収等を義務づけたもの。

EUでは、2000年前後から、組織犯罪やマネー・ローンダリングへの対策の必要性が叫ばれるようになり⁴⁰、没収制度に関しても、実体法・手続法の双方で、EUレベルでの立法が行われてきた。実体法的には、1998年共同行動、2001年枠組決定、2005年枠組決定、2014年指令等を通じて、EU構成国は犯罪収益の没収に関する法整備義務を課されており、今般新たに採択された2024年没収指令も、これらの延長線上にある。こ

頁参照。

⁴⁰ たとえば、2001年枠組決定 Rec. 4, 6.

れらの中には、NCBCをはじめとする強化された没収制度もみられるが、その検討は次節以下に譲る。

手続法上の取り組みは多岐にわたるが、たとえば2007年決定等を通じて、構成国は、自国にアセット・リカバリー・オフィス（ARO）を設立し、各国当局間で協力・情報交換をできる体制を構築するよう求められている。加えて、2003年枠組決定、2006年枠組決定および2018年規則は、各構成国の当局による凍結命令および没収命令が、他の構成国でも承認・執行されるべき旨を定めており（相互承認）⁴¹、これによりEU内での凍結・没収の迅速な履行が図られている。なお、凍結・没収命令の相互承認については、2003年および2006年の両枠組決定を通じてルールが形成されたが、各国の受容・適用が不統一である、各国間の相互承認や協力が不十分であるといった指摘がなされていた⁴²。加えて、2014年没収指令では、後述の通り、諸種のNCBCのモデルの国内法整備が義務づけられたものの、外国当局がNCBCに基づき発した没収命令等が、執行国において承認されないこともあったという⁴³。そこで、2018年規則は、「刑事の事項に関する手続きの枠組み」で（within the framework of proceedings in criminal matters）発された全ての凍結・没収命令を相互承認の対象として⁴⁴、その仕組みを強化している。

2024年没収指令は、以上のような犯罪収益のはく奪に関わる実体法・手続法上のルールの展開を踏まえた上で、2022年5月に提案され⁴⁵、修正等を経て、2024年4月に採択された。同指令は、組織犯罪対策を念頭に、EUを通じた効果的な犯罪収益のはく奪を容易にし、確保するために、刑事の事項に関する手続きの枠組みにおける、財産の追跡・特定・凍

⁴¹ 刑事司法における相互承認につき、庄司・前掲注16) 212頁参照。

⁴² 2018年規則 Rec. 5-6.

⁴³ Johan Boucht, 'Asset Confiscation in Europe – Past, Present, and Future Challenges', 26 *Journal of Financial Crime* (2019), p. 536.

⁴⁴ 2018年規則 Rec. 12-13. なお、NCBCは相互承認の対象となるが、民事・行政没収に基づく命令は、これに含まれないとされる（*Ibid.*, Rec. 13）。

⁴⁵ European Commission, Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on Asset Recovery and Confiscation, COM(2022) 245 final, 25 May 2022（以下、「2022年提案」）。

結・没収・管理に関する、最低限のルールを定めるものとされる⁴⁶。ここでは、実体法上の没収の仕組みが従来よりも強化されていることに加えて、犯罪収益の追跡・特定、被害者への弁償、没収財産の公共利益のための利用、没収財産の管理等も定めており、はく奪のほぼ全段階につき包括的な規定を持つ点も特徴的である⁴⁷。

2 2024年没収指令における没収規定の整備の背景

没収の実体法面に関しては、1998年共同行動、2001年・2005年の両枠組決定、2014年指令、そして2024年没収指令を通じて、立法がなされてきた。2001年枠組決定以降の立法に含まれる没収の類型をまとめると、次の表のようになる⁴⁸。

EU の立法における没収類型

	2001年枠組決定	2005年枠組決定	2014年指令 対象犯罪：3条	2024年没収指令 対象犯罪：2条
通常の没収	(3条)	2条1項	4条1項	12条1項
価額の没収	3条	2条1項	4条1項	12条2項
第三者没収		3条3項 (対象犯罪：1項)	6条	13条
拡大没収		3条2項 (対象犯罪：1項)	5条1項 (対象犯罪：2項)	14条
有罪判決に基づかない没収 (病気・逃亡等)			4条2項	15条
説明不能財産の没収				16条

いずれの文書でも、通常の（有罪判決に基づく）犯罪収益の没収およ

⁴⁶ 2024年没収指令 Rec. 1-2, 7.

⁴⁷ Anna Sakellarakis, 'EU Asset Recovery and Confiscation Regime – Quo Vadis? A First Assessment of the Commission's Proposal to Further Harmonise the EU Asset Recovery and Confiscation Laws. A Step in the Right Direction?', 13 *New Journal of European Criminal Law* (2022), p. 488.

⁴⁸ なお、1998年共同行動1条2項も、価額の没収に関する規定であった。

び価額の没収が定められており、また、2005年枠組決定以降は、第三者没収の定めがある。加えて、EUでは、各種のNCBCに関する規定が、段階的に導入されてきた。すなわち、2005年枠組決定では拡大没収（前述・CARINのモデル②に相当）が、2014年指令では行為者の病気・逃亡等の場合の没収（モデル①に相当）が、そして2024年没収指令では「説明不能財産」の没収（モデル③または④の要素を持つ）が、それぞれ新たに定められたのである。

最新の立法である2024年没収指令の制定の背景には、従来のEUにおける犯罪収益はく奪制度が不十分であったとの認識がある。たとえば、2024年没収指令の中でも言及された事情として⁴⁹、2019年のEUの主要犯罪市場における犯罪収益の額は、推計で920億～1880億ユーロ（中間値〔midpoint〕は1390億ユーロ）に上り⁵⁰、これはEUのGDPの約1%に相当する⁵¹。また、2022年に欧州委員会が示したワーキング・ドキュメントでは、2019年にEUで約30億ユーロが凍結された一方、最終的な没収に至ったのは、そのうち約10億ユーロに過ぎないことも指摘されていた⁵²。

そこで、2014年指令の採択後、2010年代後半には、没収制度の強化のための検討が開始され⁵³、最終的に、2022年の欧州委員会によるワーキ

⁴⁹ 2024年没収指令 Rec. 1.

⁵⁰ Shann Hulme *et al.* (eds.), *Mapping the Risk of Serious and Organised Crime Infiltrating Legitimate Businesses, Final Report* (2021), pp. 6, 10.

⁵¹ European Commission, Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions on the EU Strategy to Tackle Organised Crime 2021–2025, COM(2021) 170 final, 14 April 2021, p. 1.

⁵² European Commission, Commission Staff Working Document, Impact Assessment Report, SWD(2022) 245 final, 25 May 2022, p. 21（以下、「Working Document 2022」）。なお、2010年から2014年までの期間の統計では、EUにおける犯罪収益のうち、凍結されたのは全体の2%程度、没収されたのは1%程度とされていた。Europol, *Does Crime Still Pay? Criminal Asset Recovery in the EU — Survey of statistical information 2010-2014* (2016), pp. 4, 11 (https://www.europol.europa.eu/cms/sites/default/files/documents/criminal_asset_recovery_in_the_eu_web_version.pdf).

⁵³ 経緯につき、Carmen-Cristina Cirlig, 'Revision of the EU Rules on Asset

ング・ドキュメントで、2014年指令に基づくはく奪は不充分であるとの評価が示された⁵⁴。見直しが必要とされた事項は多岐にわたるが、特に実体法上の没収に関わる点を挙げると、①2014年指令の下では、後述の通り、犯罪収益のはく奪が求められる対象犯罪が限定的であり、特に組織犯罪による収益を生じさせる犯罪類型が網羅されていない点が批判された。同ドキュメントでは、2014年指令の対象外の犯罪類型による犯罪収益が、欧州全体で年間500億ユーロに上ると推計されていた⁵⁵。また、②2014年指令の発効後も、EU各国における没収の半分以上は、伝統的な有罪判決に基づく没収を通じて行われ、他方で拡大没収は30%未満、行為者の病気・逃亡等の場合の没収は15%未満に留まる。組織犯罪の指導者は、個々の犯罪に自ら関与していない場合もあり、しばしば訴追を免れることに鑑みると、伝統的な有罪判決に基づく没収や拡大没収に主に依拠する既存のアプローチでは、組織犯罪の指導者層の財産にアプローチすることが困難と批判された⁵⁶。さらに、③組織犯罪では、個々の犯罪行為の特定が困難であることに鑑みると、犯罪行為者が、自身と犯罪の結びつきに関する証拠を隠した場合にはく奪を免れることが懸念される旨が指摘されていた⁵⁷。

以上の背景を踏まえ、2024年没収指令では、①への対応として対象犯罪が拡大され、②および③への対応として、NCBCの強化が図られた。以下、それぞれの内容を確認していく。

3 対象犯罪の拡大

まずは、2024年没収指令における対象犯罪の拡大についてみる。没収

Recovery and Confiscation', *European Parliamentary Research Service*, PE 739.373 (2023), pp. 5-6; Beatrix Immenkamp, 'Revision of the EU Rules on Asset Recovery and Confiscation', *European Parliamentary Research Service*, PE 739.373 (2024), pp. 5-7が参考になる。

⁵⁴ Working Document 2022, *supra* note 52, pp. 137, 152.

⁵⁵ *Ibid.*, p. 25.

⁵⁶ *Ibid.*, pp. 21-22.

⁵⁷ *Ibid.*, p. 22.

等の措置が適用される犯罪類型は、各々の指令の中で定められており、本稿の目的上、以下では2014年指令と2024年没収指令の対象犯罪を確認する。

2014年指令の対象犯罪は、同指令3条(a)～(k)に列挙されているところ、これらはいずれも、「欧州連合の機能に関する条約」(機能条約)83条1項に従い、EUが共通基盤で戦うべき、指令等により定められる犯罪類型——いわゆる「ユーロクライム」(eurocrime)に属する⁵⁸。すなわち、テロリズム、人身取引、性的搾取、違法麻薬取引、違法武器取引、マネー・ローンダリング、汚職、支払手段の偽造、コンピュータ犯罪、および組織犯罪である(ただし、2014年指令3条には、違法武器取引に該当する犯罪は含まれていない)。加えて、ユーロクライムに含まれない、他の指令等の文書に定められる犯罪も、2014年指令を特に適用する旨の定めがある場合には、その適用対象となる。また、拡大没収の適用対象は、ここからさらに限定されていた(後述)。

しかしながら、前述した、2014年指令の対象犯罪は過度に限定的であったとの認識に基づき、2024年没収指令では、これが拡大された⁵⁹。同指令2条が対象犯罪を定めるところ、2014年指令でも対象であったユーロクライム(1項(a)～(j))、および本指令を適用する旨を特に定める他の文書に定められる犯罪(3項)に加えて、次の犯罪類型が追加された。

- ①ユーロクライムとしての違法武器取引(1項(k))
- ②機能条約83条2項に基づき、指令等によってEUレベルで刑法上の規則の調和が図られている犯罪、すなわち、EUの財政的利益に対する罪(同(l))、環境犯罪(同(m))、移民の密入国の斡旋(同(n))、およびインサイダー取引等(同(o))⁶⁰
- ③2024年制限措置指令に含まれる犯罪類型(同(p))
- ④犯罪組織の枠組みで行われた犯罪行為(2項)。主なターゲットは、

⁵⁸ Working Document 2022, *supra* note 52, pp. 23-24.

⁵⁹ 対象拡大につき、Immenkamp, *supra* note 53, p. 7が参考になる。

⁶⁰ 2024年没収指令 Rec. 9.

海賊版製品の製造、文化財の違法取引、行政文書の偽造・違法取引、殺人・重傷害、臓器等の違法取引、誘拐、監禁・人質行為、組織的・武装強盗、恐喝、盗難車取引、租税犯罪、放火、詐欺、核物質・放射性物質の違法取引、国際刑事裁判所（ICC）対象犯罪であるという⁶¹。また、ここにいう「犯罪組織」とは、EU枠組決定2008/841/JHA⁶²第1条1項にいうそれ（「直接又は間接に、金銭的又は他の物質的な利益を得るために、長期4年以上の自由をはく奪する刑又は拘禁命令により処罰可能な犯罪を行うこととの関係で、協働して行動する3人以上の者〔more than two persons〕により構成され、一定期間にわたって設立される組織的団体」）を指す。

以上のリストは、2024年没収指令所定の各没収類型に適用される。とりわけ、④により、およそ犯罪組織の枠組みで行われた犯罪行為が一律に対象とされたことにより、没収の射程範囲は相当程度拡大したように見受けられる。

4 個々の没収類型について

次に、2024年没収指令で、特にNCBCがどのように強化されたのかを確認することとしたい。ただし、その際には、強化された部分のみに着目するのではなく、全体的なシステムの中で強化点を把握することが有用と思われるため、以下では、2024年没収指令の文言を踏まえつつ、各没収類型を概観することとしたい（訳は筆者による試訳であり、〔亀甲括弧内〕は筆者による補足である）。

⁶¹ 2024年没収指令 Rec. 10. ただし、これらの犯罪類型の導入を義務づけるものではないとも述べられている。

⁶² Council Framework Decision 2008/841/JHA of 24 October 2008 on the Fight against Organised Crime, OJ of the EU 2008 L300/42.

(1) 通常の没収・価額の没収・第三者没収

第12条 没収 [Confiscation]

1. 構成国は、最終的な有罪判決（欠席裁判の手続きによるものでも足りる）の対象となった犯罪から生じた供用財産及び収益の全部又は一部の没収を可能とするため、必要な措置をとる。
2. 構成国は、最終的な有罪判決（欠席裁判の手続きによるものでも足りる）の対象となった犯罪から生じた供用財産及び収益の価値に相当する財産の没収を可能とするため、必要な措置をとる。当該没収は、第1項に基づく没収に対して補充的又は代替的なものとすることができる。

第13条 第三者からの没収 [Confiscation from a Third Party]

1. 構成国は、収益又は収益に相当する価値を有する他の財産であって、直接又は間接に、被疑者若しくは被告人が第三者に譲渡したもの、又は第三者が被疑者若しくは被告人から取得したものの没収を可能とするため、必要な措置をとる。
第1文に掲げる収益又は他の財産の没収は、事件の具体的な事実及び状況に基づき、関連する第三者が、その移転又は取得の目的が没収を回避するためであることを知っていた、又は知っているべきであったことを、国内裁判所が認めた〔has established〕場合に、可能とする。そのような事実及び状況には、次のものが含まれる：
(a) 移転又は取得が、無償で、又は財産の市場価値に明らかに不釣り合いな金額と引き換えに行われた場合；又は、
(b) 当該財産が、被疑者又は被告人の実質的な管理下にありながら、密接な関係にある当事者に移転された場合。
2. 第1項は、善意の〔bona fide〕第三者の権利を害するものではない。

2024年没収指令12条は、有罪判決に基づく犯罪収益およびその価額の没収を定めており、同趣旨の規定は2001年枠組決定以降、一貫して設けられている。なお、2014年・2024年の両指令では、欠席裁判手続（proceedings in absentia）における有罪判決をもって、没収を行うために足りると規定されている⁶³。

第三者没収についても、2005年枠組決定以降に規定がみられ、2024年没収指令では13条がこれにあたる。2014年・2024年の両指令では、第三者没収につき、主観的要件による限定（第三者が、財産移転が没収回避目的でなされたと知っていた、又は知っているべきであったこと）が設けられ、また、善意の（bona fide）第三者の財産権保護が謳われている⁶⁴。

⁶³ 2024年没収指令 Rec. 30; 2014年指令 4条1項および Rec. 15.

⁶⁴ 2024年没収指令 Rec. 28; 2014年指令 6条および Rec. 24. また、Boucht, *supra* note 43, p. 540も参照。なお、2005年枠組決定 4条および5条でも、没収により影響を受ける者の権利保護について定められていた。

(2) 拡大没収

第14条 拡大没収〔Extended Confiscation〕

1. 構成国は、行われた犯罪〔the offence committed〕が直接又は間接に経済的利益を生じさせるおそれがあり、かつ、財産が犯罪行為〔criminal conduct〕に由来することを国内裁判所が納得した〔satisfied〕ときに、犯罪〔a criminal offence〕について有罪判決を受けた者に属する財産の全部又は一部の没収を可能とするため、必要な措置をとる。
2. 問題となる財産が犯罪行為に由来するかどうかを判断するにあたっては、財産の価値が有罪判決を受けた者の合法的な収入と釣り合いであることなどの具体的な事実及び利用可能な証拠を含む、事件のすべての状況を考慮しなければならない。
3. 本条の適用上、「犯罪」〔criminal offence〕の概念には、少なくとも第2条第1項から第3項までに掲げる犯罪であって、長期4年以上の自由をはく奪する刑を科することができるものを含む。

2024年没収指令14条が定める拡大没収は、CARINのNCBCのモデルのうち、モデル②に相当する。同規定によれば、被告人が特定の「犯罪」(criminal offence：きっかけ行為)に基づき有罪を言い渡されるときに、それ以外の「犯罪行為」(criminal conduct：由来行為)に基づき収益を得たと認められる場合、由来行為の特定がなくとも没収が可能とされる⁶⁵。同概念は、2005年枠組決定で初めて導入され、2014年・2024年の両指令でも定められている。

対象犯罪の観点からみると、2014年指令自体の対象は、前述の通り「ユーロクライム」であったが、5条2項により、拡大没収の対象は、さらに限定されていた。すなわち、きっかけ行為が、直接または間接に経済的利益を生じさせるおそれがある場合であって、かつ、(a) 汚職、(b) 組織犯罪、(c) 性的搾取、(d) コンピュータ犯罪にあたる場合と、それ以外の犯罪類型(ユーロクライム)については、(e) EUの文書または国内法に従い長期4年以上の自由をはく奪刑が定められている場合であった⁶⁶。これに対し、2024年没収指令では、前述の通り、対象犯罪が

⁶⁵ きっかけ行為・由来行為という概念は、EU指令の文脈で用いられているものではなく、ドイツにおける拡大没収等の議論で用いられるものであるが、説明概念として有用であるため、ここではこれらの用語を用いて説明した。詳しくは、久保「ドイツ法における犯罪収益の拡大没収及び拡大独立没収(1)」(前掲注6)196頁も参照。

⁶⁶ 2014年指令における対象犯罪の限定につき、Working Document 2022, *supra* note 52, pp. 24-25.

拡大されたため、拡大没収のきっかけ行為も、少なくとも2条所定のリストに掲げられる犯罪類型を含むものとされ（14条3項）、その結果、全てのユーロクライムおよび犯罪組織の枠組内で行われた犯罪もこれにあたることとなった。ただし、きっかけ行為には、経済的利益を生じさせるおそれがあり（1項）、かつ、長期4年以上の自由はく奪刑が定められる犯罪であること（3項）という敷居も存在する。また、由来行為については、条文上、特段の限定は付されていない点には注意を要する。なお、本指令は、没収等に関する最低限の国内法整備を求めるものであるため、構成国が、指令よりも広範に没収範囲を定めることは妨げられない⁶⁷（無論、それが基本権等の侵害にあたる場合は別論である）。

2014年・2024年の両指令の文言上、没収を認めるためには、裁判所が、財産の犯罪行為由来性につき、「納得」(satisfy)しなければならない(2024年没収指令14条1項、2014年没収指令5条1項)。2024年没収指令は、「納得」の意義につき説明をしていないが⁶⁸、2014年指令の説明は、構成国が、財産の犯罪行為由来性につき、「たとえば、蓋然性の優越〔balance of probabilities〕に基づき考慮し、又は〔犯罪由来性が〕実質的により蓋然的であると合理的に推認できる〔reasonably presume that it is substantially more probable〕」旨を定めることができるとしており⁶⁹、民事上の基準に依拠することを認めているようにも見受けられる。他方、学説上は、この文言は、刑事の「合理的な疑いを超える」と民事の「蓋然性の優越」の中間的な基準を示す、との理解もみられる⁷⁰。なお、2005年枠組決定では、犯罪由来性を「完全に確信した」(fully convinced)こと（3条2項）という文言が用いられていたところ、学説上、こちらの方が「納得」よりも高い敷居であるとの理解もみられる⁷¹。

⁶⁷ 2024年没収指令 Rec. 60、2014年指令 Rec. 22。現に、現行のドイツ刑法73条aは、拡大没収の対象犯罪に限定を設けていない。久保「ドイツ法における犯罪収益の拡大没収及び拡大独立没収（1）」（前掲注6）206頁。

⁶⁸ 2024年没収指令 Rec. 29。

⁶⁹ 2014年指令 Rec. 21。

⁷⁰ たとえば、Sakellaraki, *supra* note 47, p. 493。

⁷¹ Anna Maria Maugeri, Regulation (EU) 2018/1805: Mutual Recognition of Freezing and Confiscation Orders between Efficiency and Safeguards.

また、犯罪由来性の検討にあたっては、財産の価値が、行為者の合法的な収入からみて不釣り合いであること（disproportionate）等の事実を考慮できる旨が、条文上示されている（2024年没収指令14条2項、2014年没収指令5条1項）。

立法例として、たとえばドイツ刑法には、その名の通り「拡大没収」（erweiterte Einziehung）の規定がある（73条a）。また、イギリス（イングランドおよびウェールズ）の2002年犯罪収益法（Proceeds of Crime Act）には、被告人が犯罪行為について有罪の認定を受けた場合であって、「犯罪生活」（criminal lifestyle）を有していたと認められた場合、過去6年間にその者が得た利益等が、犯罪行為により得たものと推定され、没収が可能となる旨の制度が存在するところ⁷²、この制度も拡大没収の文脈で論じられることがある⁷³。

（3）有罪判決に基づかない没収（病気・逃亡等の場合）

第15条 有罪判決に基づかない没収〔Non-Conviction-Based Confiscation〕

1. 構成国は、刑事手続が開始されたが、次に掲げるいずれかの事由のために継続することができなかったときに、第12条にいう供用財産、収益若しくは財産又は第13条にいう第三者に移転された収益若しくは財産の没収を、第2項に定める条件の下で可能とするため、必要な措置をとる：

- (a) 被疑者又は被告人の病気；
- (b) 被疑者又は被告人の逃亡；
- (c) 被疑者又は被告人の死亡；

(d) 国内法が定める当該犯罪の時効期間が15年未満であり、刑事手続の開始後に完成したこと。

2. 本条に基づく有罪判決に基づかない没収は、第1項に規定する事情がなければ、少なくとも、直接又は間接に、実質的な経済的利益を生じさせるおそれのある犯罪について、関連する刑事手続が有罪判決に至ることが可能であった場合で、かつ、没収される供用財産、収益又は財産が、問題となる犯罪に由来し、又は直接若しくは間接に関連していると国内裁判所が納得したときに限る。

2024年没収指令15条は、モデル①のNCBCを定めたものであり、同モ

“Proceedings in Criminal Matters” and Non-Conviction Based Confiscation, 15 *New Journal of European Criminal Law* (2024), pp. 38–40.

⁷² 詳しくは、橋本・前掲注6）240頁以下、澁谷「イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について（1）」（前掲注6）113頁以下。

⁷³ Andrew Dornbierer, *Good Practices in Asset Recovery Legislation in Selected OSCE Participating States* (2024), p. 21. また、*Ibid.*, p. 22–23も参照。

デルは2014年指令4条2項で初めて導入された。これによれば、被疑者・被告人の病気をはじめとする一定の事由のために有罪判決が得られない場合に、没収が許容される。ここでも、拡大没収と同様、問題となる犯罪が、経済的利益を生じさせるおそれを有することという敷居が設定されている。なお、対象犯罪については限定がないため、2024年指令では、2条のリストに掲げられる全ての犯罪が対象となる。また、本制度の下では、刑事手続が開始されたが、各事由のためにこれが継続できなかったこと（2024年没収指令15条1項）、および、各事由がなければ有罪判決に至ることが可能であったこと（同2項）が要求されている。このことから、学説には、本制度の下では対人の手続きが予定されていると指摘するものがある⁷⁴。

没収を許容する事由として、2024年没収指令では、被疑者・被告人の（a）病気、（b）逃亡、（c）死亡および（d）時効完成の4つが掲げられる一方、2014年指令4条2項では、（a）病気と（b）逃亡のみが掲げられていた。2014年指令の起草段階⁷⁵では（c）や（d）に相当する事由を含める提案もみられたが⁷⁶、最終的に採用されなかった。2014年指令でこれらの類型が排除された公式の理由は、管見の限りでは明らかではないが⁷⁷、いずれにせよ、2014年指令は、謙抑的な規定ぶりに留まって

⁷⁴ Sakellaraki, *supra* note 47, pp. 494–495; Jon Petter Rui, ‘Non-Conviction Based Confiscation in the European Union – An Assessment of Art. 5 of the Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on the Freezing and Confiscation of Proceeds of Crime in the European Union’, 13 *ERA Forum* (2012), p. 354.

⁷⁵ 2014年指令の起草過程につき、Federico Alagna, ‘Non-Conviction Based Confiscation: Why the EU Directive is a Missed Opportunity’, 21 *European Journal on Criminal Policy and Research* (2015), pp. 455 *et seq.*

⁷⁶ Monica Luisa Macovei (Rapporteur), in: European Parliament, Committee on Civil Liberties, Justice and Home Affairs, Report on the Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on the Freezing and Confiscation of Proceeds of Crime in the European Union, (COM(2012)0085 – C7-0075/2012 – 2012/0036(COD)), 20 May 2013, p. 22 Amendment 33 (以下、「Report on the Proposal 2013」).

⁷⁷ 学説には、この問題を欠席裁判が許容される場合に関する議論とパラレル

いたといえる。

加えて、次項でみる通り、2014年指令の起草段階では、モデル③または④のタイプのNCBCの導入も検討されたが、こちらも見送られてしまったため、2014年指令の下で有罪判決に基づかずに没収を行える範囲は、限定的になった⁷⁸。そこで、欧州議会および欧州理事会は、欧州委員会に対して、NCBCのさらなる導入の可能性を調査すべき旨の声明を発し⁷⁹、その結果は、欧州委員会による2019年ワーキング・ドキュメント⁸⁰、2020年報告書⁸¹、そして2022年ワーキング・ドキュメント⁸²といった形で示された。そこでは、多くの構成国が2014年指令の射程を超える没収制度を持ち、また、モデル①の制度を持つ構成国には、逃亡・病気以外の事由を含める国が少なくないことが確認されている⁸³。2024年没収

に捉えて、被疑者・被告人が死亡した場合は、逃亡の場合と異なり、その者が出廷の権利を放棄して裁判を逃れようとした場合にあたらないため、制裁を科すことが欧州人権条約6条1項（公正な裁判を受ける権利）に反する、との指摘がみられた。Rui, *supra* note 74, pp. 356 *et seq.* 刑事手続における欠席裁判の扱いの国際比較については、越智萌『国際刑事手続法の原理』（信山社、2022年）98頁以下参照。

⁷⁸ 2014年指令では、モデル③④のNCBCが採用されず、モデル①についても、特に被疑者・被告人が逃亡した場合、欠席裁判制度を有する国は、有罪判決に基づき通常の没収を行えば足り、モデル①を用いるまでもないとする余地がある。それゆえ、一部の学説からは、2014年指令は、欠席裁判制度を持つ国との関係では、限定的な意義しか持たない、との指摘もなされていた。たとえば、Alagna, *supra* note 75, p. 459; Michele Simonato, 'Directive 2014-42-EU and Non-Conviction Based Confiscation', 6 *New Journal of European Criminal Law* (2015), p. 223参照。

⁷⁹ Council of the European Union, Statement by the European Parliament and the Council on an Analysis to be Carried out by the Commission, 2012/0036 (COD), 31 March 2014, p.1.

⁸⁰ Working Document 2019, *supra* note 12.

⁸¹ European Commission, Report from the Commission to the European Parliament and the Council, Asset Recovery and Confiscation: Ensuring That Crime Does Not Pay, COM(2020) 217 final, 2 June 2020.

⁸² Working Document 2022, *supra* note 52.

⁸³ Working Document 2019, *supra* note 12, pp. 6, 11 *et seq.* また、Working

指令15条は、以上の流れの中で、没収を許容する事由を拡張したものと見える。

他方、2024年没収指令の起草段階では、現行の(a)～(d)の事由に加えて、免除 (immunity) および恩赦 (amnesty) も掲げられていたが⁸⁴、最終的には、これらの事由は採用されなかった⁸⁵。その理由は、管見の限り明らかではない⁸⁶。

本モデルの立法例としては、ドイツ刑法76条a第1項が、「犯罪行為を理由として特定の者を訴追し、又は有罪判決を下することができない場合において、処分を指示する要件がそれ以外の点では認められるとき」⁸⁷に没収を命じる旨を定めており、同条2項は公訴時効の場合、同3項は刑の免除または訴訟打ち切りの場合の没収を定める（独立没収）⁸⁸。

Document 2022, *supra* note 52, pp. 127 *et seq.* も参照。

⁸⁴ 2022年提案15条。

⁸⁵ 2023年5月26日の時点では、まだ該当文言は残存していた。Loránt Vincze (Rapporteur), in: European Parliament, Report on the Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on Asset Recovery and Confiscation (COM(2022)0245 – C9-0186/2022 – 2022/0167(COD)), 26 May 2023, p. 99. 同年6月9日の欧州理事会の提案により、両事由の削除が提案されたようである。Council of the European Union, General Approach – Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on Asset Recovery and Confiscation, 2022/0167 (COD), 9 June 2023, p. 60. その後、2024年1月26日の時点の文書では、該当文言は脱落している。Council of the European Union, Letter Sent to the European Parliament, Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on Asset Recovery and Confiscation, 2022/0167 (COD), 26 January 2024, pp. 49–50.

⁸⁶ 2024年没収指令 Rec. 30では、国際機関 (international bodies) において、免除および恩赦が没収の障害となる場合につき、NCBCの可能性が指摘されていることを「想起することが重要」と述べられている。

⁸⁷ ドイツ刑法の訳は、法務省刑事局「刑事法制資料：ドイツ刑法典」(2021年)に依った。

⁸⁸ 各国の立法につき、Dornbierer, *supra* note 73, pp. 26–28.

(4) 説明不能財産の没収

第16条 犯罪行為に結びついた説明不能財産の没収〔Confiscation of Unexplained Wealth Linked to Criminal Conduct〕

1. 構成国は、国内法に従い、第12条から第15条までの没収措置を適用することができないときは、犯罪〔a criminal offence〕に関連する捜査の過程で特定された財産の没収を可能とするため、必要な措置をとる。ただし、特定された財産が、犯罪組織の枠組みで行われた犯罪行為〔criminal conduct〕に由来し、かつ、その行為が、直接又は間接に、実質的な経済的利益を生じさせるおそれがあると国内裁判所が納得した場合に限る。
2. 第1項にいう財産が没収されるべきか否かを判断する際、利用可能な証拠及び具体的な事実を含む、事件のすべての状況を考慮しなければならない、これには次の状況が含まれる：
 - (a) 財産の価値が、影響を受ける者の合法的な収入と実質的に不釣り合いであること；
 - (b) 財産の合法的なもっともらしい出所〔plausible licit source〕がないこと；
 - (c) 影響を受ける者が、犯罪組織に関係する人物とつながっていること。
3. 第1項は、善意の第三者の権利を害するものではない。
4. 本条の適用上、「犯罪」〔criminal offence〕の概念には、第2条第1項から第3項までに掲げる犯罪であって、長期4年以上の自由をはく奪する刑を科することができるものを含む。
5. 構成国は、本条に基づく説明不能財産の没収は、没収される財産が、犯罪組織の枠組みで行われた犯罪〔a criminal offence〕に関連する捜査の過程で、事前に凍結されたときにのみ行われるものと規定することができる。

A 概要

「説明不能財産」の没収は、2024年没収指令で初めて導入された。本制度は、他の没収制度が適用できない場合に、捜査過程で特定された財産を、一定条件下で没収可能とする。具体的には、(i) 没収を発動するきっかけとなる捜査対象の犯罪（criminal offence：きっかけ行為）は、本指令2条のリストに該当する犯罪であり、かつ、長期4年以上の自由はく奪刑により処罰可能な犯罪とされる（4項）。また、(ii) 捜査過程で特定された財産が、何らかの犯罪行為（criminal conduct：由来行為）に由来し、さらに、由来行為が、犯罪組織の枠組みで行われたことおよび経済的利益を生じさせるおそれを持つことにつき、裁判所が「納得」（satisfy）しなければならない（1項、判断のための考慮事項は2項）⁸⁹。

以上の仕組みは、由来行為の特定を要さず、財産の犯罪由来性を理由に没収が可能な点で、14条の拡大没収（モデル②）と類似するが、本制度では、きっかけ行為についても有罪判決が不要な点が異なる。また、

⁸⁹ 2024年没収指令 Rec. 32.

有罪判決が不要である点では15条（モデル①）と類似するが、15条は、特定の被疑者・被告人に対する刑事手続の開始と、同条所定の事由がなければ個々の行為につき有罪判決の言渡しが可能であったことが必要となる一方、本制度ではそれらの事情は不要であり、広く財産の犯罪由来性に基づき、没収を肯定できる⁹⁰。

また、2022年のワーキング・ドキュメントでは、検察官が財産と犯罪活動との間の結びつきを立証しなければならない一方、その立証は、財産の適法由来性が説明不能であること（合法的収入と比して不釣り合いであること等）を含む状況証拠に基づき行うことができ、これが示された場合、挙証責任の転換を通じて、被告人等により反駁がなされうる、とのモデルが想定されていた⁹¹。このように、立証のハードルが緩和可能な点も、本制度の特徴といえる⁹²。

本制度に類する制度は、2014年指令の起草段階でも検討されており、そこでは、裁判所が「特有の状況およびすべての利用可能な証拠に基づき、当該財産が、犯罪的な性質を有する活動に由来すると確信した」場合に、有罪判決なくして没収が可能である旨が定められていた⁹³。もっとも、この規定は最終的に採用されなかったため⁹⁴、2014年指令では、拡大没収以外では、モデル①のNCBCが限定的に採用されたに過ぎなかった。もっとも、モデル①では、所定の事由がなければ有罪が得られたであろうことなどの制約があるため、特にNCBCの導入につき、民事上の対物没収を想定してきたような論者からは、没収の実効性を十分に確保できないとの批判があった⁹⁵。その結果、前述の通り、NCBCのさらなる導入のための再検討がなされ、2024年没収指令では本制度が採用されるに至ったのであった。

⁹⁰ Working Document 2022, *supra* note 52, p. 38. この点で、学説上、本制度を対物的な没収制度と評する見解もみられる。Sakellaraki, *supra* note 47, p. 495.

⁹¹ Working Document 2022, *supra* note 52, p. 38.

⁹² Sakellaraki, *supra* note 47, p. 495.

⁹³ Report on the Proposal 2013, *supra* note 76, p. 21 Amendment 33.

⁹⁴ 経緯につき、Alagna, *supra* note 75, pp. 457 *et seq.*

⁹⁵ たとえば、*Ibid.*, pp. 457-459.

B 参考とされたと思われる外国法

2019年ワーキング・ドキュメントは、モデル①②以外のNCBCの導入を探り、その際に、EU諸国の立法を検討している。その際、モデル③(対物没収)を採用する国としてアイルランドおよびイギリスを、モデル④を採用する国としてブルガリアを紹介し、これらはいずれも民事手続の基準を適用していることを示す一方、両モデルのハイブリッドな要素を含み、刑事法に没収制度を位置づける例として、イタリアとドイツの制度を挙げる⁹⁶。

同ドキュメントは、イタリアおよびドイツの制度が参考となるものと捉えているようであり、その理由としては、両国の制度が刑事手続上の制度として位置づけられているため、民事上の制度として位置づける場合と比べて、セーフガードが高まることが期待されているように思われる⁹⁷。また、イタリアの制度は、すでに欧州人権裁判所により、その基本権適合性が認められていることについても、言及がなされている⁹⁸。立法にあたっては、これらの国々の制度が、少なからぬ影響を与えたものと推測される。

ここにいうドイツの制度とは、2017年の刑法改正により導入された、拡大独立没収(76条a第4項)と思われる。同制度は、条文上に列挙されるきっかけ行為(テロ行為や組織犯罪が中心とされる)に係る捜査手続で保全された客体につき、その違法由来性を裁判官が確信した場合に、由来行為の特定なく没収を認める制度であり、その手続は対物手続として行われる。裁判官は、刑訴法437条に基づき、違法由来を確信(Überzeugung)することが求められる点では、刑事手続と同等の心証形成が求められる⁹⁹。ただし、挙証責任に関しては民事手続上の規則に

⁹⁶ Working Document 2019, *supra* note 12, pp. 6 *et seq.*

⁹⁷ *Ibid.*, pp. 8, 9.

⁹⁸ *Ibid.*, p. 9.

⁹⁹ ドイツ刑事訴訟法261条(自由心証主義)では、裁判所は、「審理の全体から形成された自由な確信に基づいて」証拠調べの結果を判断するものとされる。条文の訳は、法務省刑事局「刑事法制資料 ドイツ刑事訴訟法」(2018年)に依った。

服するものと説明されており¹⁰⁰、挙証責任の緩和が予定されているように見受けられる。

なお、説明不能財産の没収という制度自体は、具体的内容は様々であるものの、他の国際文書や国内法にもみられる。たとえば、国連腐敗防止条約20条でみられるように、公務員等の地位にある者が、合法由来を説明できない財産を保有することそれ自体を犯罪とし（不正蓄財の罪〔illicit enrichment〕）、同罪が成立する場合に当該財産をはく奪するという、刑事法的な説明不能財産の没収のモデルは、少なからぬ国々で採用されているという¹⁰¹。また、イギリスの2002年犯罪収益法362A条以下における「説明不能財産命令」（Unexplained Wealth Order）の下では、重大犯罪の被疑者が、問題となっている財産の性質や入手方法等につき説明するよう求められ、財産の適法性を説明できなかった場合、当該財産が民事手続で回復可能（recoverable）である旨が推定されることとなる¹⁰²。

5 人権保障のための諸規定について

以上のように、特に2024年没収指令では、NCBCの規定が拡充された。しかし、有罪判決を前提とせず、さらには個々の犯罪行為の特定を要求せずに没収を認める場合、公平な裁判の権利、無罪推定および自己負罪拒否特権（欧州人権条約6条）、ならびに財産権（欧州人権条約第一議定書1条）といった、基本権との整合性が問題となる¹⁰³。

この点に関しては、たとえば欧州人権裁判所の判例上、欧州諸国の国内法上のNCBCの制度が、欧州人権条約上の各種基本権と整合するのかにについて判断したものが少なからず存在し、今般の没収指令も、それら

¹⁰⁰ 詳しくは、久保「ドイツ法における犯罪収益の拡大没収及び拡大独立没収（2・完）」（前掲注6）248-251頁。

¹⁰¹ Dornbierer, *supra* note 73, pp. 32 et seq.

¹⁰² 本制度につき、塚田洋「【イギリス】犯罪財政法の成立」外国の立法No. 274-2（2018年）、星周一郎＝閻（闫）冬「『出所不明財産』に対する法的対応」法学会雑誌60巻1号（2019年）139頁以下参照。

¹⁰³ Boucht, *supra* note 43, p. 540.

の知見を前提としている¹⁰⁴。紙幅の関係上、諸判例の紹介・検討については、別稿に譲らざるを得ない。

ここで差し当たり指摘できることは、特に2014年指令および2024年没収指令では、人権保障のための規定も設けられているという点である（2024年没収指令23条および24条）。これらに基づき、たとえば、NCBCの場合を含めて、財産の没収がなされる場合には、原則として、影響を受ける者に対してその旨が遅滞なく通知され（ただし、その方法は公示という形態でも足りる場合がある）、異議申立の機会が確保されなければならない¹⁰⁵。また、凍結・没収の手続を通じて、影響を受ける者は法律家にアクセスする権利を有することが確保されなければならない¹⁰⁶。

さらに、13条（第三者没収）2項および16条（説明不能財産の没収）3項では、善意の第三者の保護が図られており、また、特に前者では、没収を肯定するためには、財産の移転が没収を免れる目的でなされたことを、当該第三者が知っていた、または知っているべきであったという事情が要求されている。さらに、2024年指令の説明中では、構成国は、没収を命じることが、国内法に照らして、影響を受ける者にとって不当に過酷である場合には、個々のケースの状況に応じて、没収を命じないまたは執行しないことができる旨の規定を作ることができると指摘されている¹⁰⁷。

IV おわりに

EUでは、2024年没収指令により、没収のための国内法整備が求められる範囲は、大幅に拡大された。我が国の立法課題の観点からは、特に以下の点が注目される。

まず、没収の対象犯罪が拡大された、特に犯罪組織の枠組みで行われ

¹⁰⁴ 判例の紹介につき、Working Document 2022, *supra* note 52, pp. 104 *et seq.*

¹⁰⁵ 2024年没収指令23条、24条2～5項およびRec. 47, 48.

¹⁰⁶ 2024年没収指令24条8項およびRec. 50.

¹⁰⁷ 2024年没収指令Rec. 49.

た犯罪一般が、これに含まれた点である。たとえばドイツでは、刑法76条a第4項に基づく拡大独立没収の対象犯罪は限定的であるため、きっかけ行為が（組織的な）詐欺の場合、同手続は直ちには発動できない¹⁰⁸。これに対して、2024年没収指令では、詐欺が犯罪組織の枠組みで行われた場合には、説明不能財産の没収を可能とするよう国内法整備が求められていると思われ、この点にドイツは立法対応を行わなければならない可能性がある。以上のことは、2024年没収指令とドイツ法に固有の問題ではあるものの、我が国でも、将来的に何らかのNCBCの導入を検討する際には、対象犯罪の設定範囲は、一つの問題となろう。

また、2024年没収指令により、説明不能財産の没収が導入されたことにより、有罪判決を前提とせず、個々の犯罪行為の特定がなくとも没収を行うべき範囲が拡大された。我が国では、現時点では原則としてNCBCの規定は存在しないものの、近時のFATF勧告改訂と併せて、NCBCの導入義務化が、国際的な潮流となりつつあることには、留意しなければならないであろう。

本稿では、EUにおける近時の動向のごく一部を素描したにすぎない。今後、個々の没収制度はもちろん、手続的法、国際協力、被害回復制度等についても、検討を深める必要があろう。これらについては、今後の課題としたい。

¹⁰⁸ 対象犯罪の限定につき、アルント・ジン（著）＝仲道祐樹、大関龍一（訳）「ドイツにおける組織犯罪に対する法的措置の発展状況について」比較法学53巻2号（2019年）146頁。ただし、マネー・ローンダリングが対象犯罪に含まれている（ドイツ刑法76条a第4項1号（f））ため、詐欺に加えて同罪の嫌疑も肯定できる場合は別論である。